

第3章 災害予防計画（地震・津波編）

第1節 地震知識の普及・啓発に関する計画

1. 基本方針

地震災害を念頭においた本村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

2. 実施内容

1) 広報活動

(1) 広報事項

「座間味村地域防災計画」の概要及び地震・津波の知識、地震災害時の心得等について広報するものとし、常時住民の理解と認識を深めるように努めるものとする。

(2) 広報活動

必要な情報については、以下の方法により周知を図るものとする。

- ① 報道機関等を通じ、適時広報事項を提供する。
- ② 広報誌、インターネット等を活用し、村のホームページへの掲載など防災知識の普及の徹底を図る。
- ③ 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

(3) 防災関係機関の措置

防災知識の普及は、日頃からあらゆる機会に広く住民に呼びかけることが重要であるため、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動において防災関連事項を多く取り入れるよう、積極的に働きかけ、住民自身のために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

2) 防災教育の推進

各防災機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として以下の防災知識の徹底を図るものとする。

- ① 災害対策関係法令及び他の法令の防災関係の各項の説明を行い、主旨の徹底と円滑な巡営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るための研修会を行う。
- ② 講習参加者の属性を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。
- ③ 消防法第8条に定める施設（学校、公民館、病院、福祉施設、事務所、共同住宅、宿泊施設等、その他多数の者が出入りまたは勤務、居住する防火対象物）の防火管理者に対して、通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用または取扱いに関する監督を履行させるものとする。また、その他防火管理上必要な業務を行うにあたって、その関係者への教育を実施し、地震火災予防対策の効果を上げるものとする。
- ④ 地震や津波に関する基礎的な知識や災害の原因及び避難、救助方法等について学校教育や社会教育にその内容を組み入れ、防災教育に努めるものとする。防災教育を行う際には、学校教育では児童や生徒の発育段階に合わせることであり、社会教育においては各々の属性

(年齢や性別等)にあった教育を実施するものとする。

- ⑤ 消防団や事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、自治会、婦人会、青年会、PTA等を基礎とした自主防災組織が育成された場合を含め、これらの組織を通して地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図るものとする。

第2節 自主防災組織の育成計画

1. 基本方針

地震災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という精神と連帯感に基づくことが重要であり、住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となることから、本村においては地域住民による自主防災組織の組織化を促し、育成・強化を図るものとする。

2. 実施内容

1) 組織づくり

自治会等の既存の地域自主団体を自主防災組織として育成することを基本とする。

- ① 自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図り、防災活動推進団体などの自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人会、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

2) 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
① 防災に関する知識の普及 ② 防災訓練の実施 ③ 防災資機材の備蓄・点検 ④ 防災リーダーの育成	① 出火防止、初期消火 ② 災害情報の収集、伝達 ③ 責任者等による避難誘導 ④ 災害時要配慮者の安全確保 ⑤ 給食・給水

3) 資機材及び活動拠点の整備

- ① 自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。
- ② 平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

第3節 防災訓練計画

1. 基本方針

地震発生時に円滑に防災活動が行えるよう、防災体制の確立並びに防災思想の普及を図るために、本村をはじめ防災関係機関、住民、事業所等団体が一体となって防災訓練を実施するものとする。

2. 実施内容

1) 個別防災訓練の実施

訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施するものとする。

- ① 様々な地震発生時刻、規模等の設定状況下での初動体制の確立、通信・連絡、組織間の連携、被災現場派遣等、テーマ別の訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- ④ 避難所における生活支援訓練、物資収集拠点における配送訓練
- ⑤ 民間企業・ボランティア等の活用訓練

2) 総合防災訓練の内容

広域的に実施する総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図るものとする。

3) 防災訓練の成果の点検・評価

防災訓練の実施後は、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、今後の防災施策に生かすようなシステム及び体制を確立する。

第4節 災害時要配慮者安全確保体制整備計画

1. 基本方針

高齢者、病弱者、障がい者、児童（乳児含む）、妊婦、外国人、観光客等の災害に比較的弱いと想定される者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

このため、平常時から地域における災害時要配慮者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、高齢者、病弱者、障がい者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

2. 実施内容

1) 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や障がい者（児）、乳幼児等）が入所または通所している社会福祉施設、保育施設等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

- ① 災害時要配慮者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災等が発生しないよう施設整備を図るとともに、点検を常時行う。
- ② 災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分と予測されることから、日頃から施設と地域社会との連携を密にして避難体制の強化を図るものとする。
- ③ 災害時要配慮者の保護者または家族等が、災害時において確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先を把握しておく。
- ④ 災害時に災害時要配慮者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとする。また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所等に十分に届けられる流通システムを検討する。

2) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な災害時要配慮者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくものとする。

- ① 施設管理者は、特に災害時要配慮者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努めるとともに、迅速に対応できる体制を図り、常時点検を行うものとする。
- ② 村内において不特定多数者が利用する施設を把握し、消防団と連携した安全設備の整備及び点検の指導を行うものとする。

3) 在宅で介護を必要とする村民の安全確保

障がい者（児）、寝たきり高齢者、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障がい等による移動困難等、災害時の安全確保が困難であることから防災上の特別の対策及び体制の整備を図るものとする。また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても生活環境の面から防災上の特別な配慮を行う。

- ① 広報誌、広報活動等、関連施設・機関を通じ、災害時要配慮者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

対象者	内容
災害時要配慮者及びその保護者・家族	① 日常生活において常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃から防災対策を講じておくこと ② 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加すること
地域住民	① 地域在住の災害時要配慮者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと ② 災害発生時において、災害時要配慮者の安全確保に協力すること

- ② 災害時要配慮者の安全を確保するため、迅速な災害情報の伝達が行えるよう、緊急通報システムなどの整備に努めるものとする。

4) 観光客・旅行者等の安全確保

本村に来訪した地理に不安な観光客・旅行者等が、災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図るものとする。

- ① 避難場所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とする。
- ② 宿泊客の安全確保について、消防や施設管理者、関係機関等と必要な対策を検討し、防災整備の啓発及び推進に努めるものとする。
- ③ 施設管理者は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄をするなど、本村被災者の救済活動拠点としての機能を含めた対策を図れるよう、協力体制の確立に努めるものとする。

第5節 地震及び津波予防計画

1. 基本方針

本村の地形は、周囲を海に囲まれ、平野部は少なく海岸線から比較的急峻な地形を形成していることから、地震の発生に伴う山崩れや津波による被害が想定される。これらの災害から住民の身体及び生命並びに財産を守るため、地震災害に強い村づくりの促進や啓発活動及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2. 実施内容

1) 地震予防計画

地震被害の未然防止対策として、本村の地形や集落の位置等を勘案して、治山対策や砂防対策並びに海岸防災対策等の村土保全事業を促進するものとする。

なお、各保全事業に関しては第1章第6節「村土保全事業の促進計画」に定めるところによるものとする。

2) 津波予防計画

(1) 津波災害に関する啓発

村は、津波災害に対する各種データを有効に活用し、住民に対して啓発活動を推進するものとする。

区分	実施事項
住民等への啓発事項	① 津波危険予想区域の周知 ② 津波危険への対処方法 ③ 過去の津波災害事例
啓発の手段・機会の活用実施	① 学校、幼稚園、保育所(園)での職員、生徒、児童、園児、保護者を対象とした啓発 ② 漁業関係者、マリンレジャー事業者を対象とした説明会 ③ 津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会 ④ 津波危険地域の各自治会単位での説明会 ⑤ 防災訓練 ⑥ 広報誌 ⑦ 村ホームページ

(2) 津波に対する警戒避難体制及び手段の整備

本村の自然環境及び集落環境等を考慮し、地域住民に対する情報伝達体制の整備を次の通り進めていくものとする。

なお、緊急避難場所として、津波危険予想区域に隣接する公共施設及び民間建築物等の屋上部分の活用を検討する。

区分	実施事項
住民等に対する情報伝達体制の整備	① 本村における津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする
監視警戒体制等の整備	① 津波の危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する
避難ルート及び避難ビルの整備	① 避難距離の長い避難ルートの見直し ② 避難ルート・避難場所案内板の設置 ③ 津波危険予想区域内の公民館等の公共施設に、津波避難に有効な機能の付加整備を推進するとともに、民間建築物等の活用及び個別住宅等における避難機能の付加について検討を図る

(3) 海岸保全事業の充実

本村は四面を海に囲まれていることから、従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。

なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

表 3-5-1 海岸保全区域(再掲)

所管(国)	所属(県)	名称	位置等	指定延長	指定年月日
水産庁	南部農林土木事務所	漁港名：阿嘉	位置：字阿嘉	600m	昭和 51. 7. 12
国土交通省 港湾局	南部土木事務所	海岸名：座間味港	位置：字座間味	880m	昭和 51. 12. 13

資料：令和 5 年度沖縄県水防計画

第6節 ライフライン施設災害予防計画

1. 基本方針

本村の地形は、平野部は少なく海岸線から比較的急峻な地形を形成しており、河川は極めて少なく水源に乏しいため、昔から飲料水等の確保に苦しんだ歴史を持っている。

孤立性の高い本村は、災害の発生により水の供給停止、送電線の断線などが生じた場合、村民の生命維持及び災害応急対策を実施する上で致命的な障害となる。そのため、平常時はもとより災害が発生した場合において、村民の生活を支えるライフライン施設の被害防止する予防対策を講じるものとする。

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから村や県、国及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、施設等の機能の確保、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせてライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

2. 実施内容

1) 水道施設の災害要望対策

飲料水及び生活の用に供する水の安定した供給、並びに災害が発生した場合に水道施設の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修及び施設の耐震化を図るものとする。また、被災時の復旧用水道資機材の確保並びに応急給水施設の整備を促進するものとする。

- ① 水道施設の新設及び拡張並びに改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施行を行うものとする。
- ② 施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、S55.1）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、H7.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努めるものとする。

2) 高圧ガス災害予防計画

村は、県や各関係機関との連絡を密にし、保安体制の強化、各規定法に準ずる適正維持を講じることで、保安管理の徹底を図るものとする。

- ① 消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- ② 高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

3) 電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力㈱）

災害に伴う電力施設被害の防止について、沖縄電力が定める恒久的設備の対策計画への協力体制を推進する。また、電力会社による電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を村は把握するとともに、震災被害の縮小を図り、万全の予防措置を講ずる。

対策別	実施内容
防災訓練の実施	年1回以上の防災訓練を実施し、村及び県、国が実施する防災訓練に積極的参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
発電設備	電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、技術基準法に基づいた設計を行う。
送配電設備	① 架空電線路は、風圧及び不平均張力による荷重対応できる設計とする。 ② 地中電線路の油槽架台の耐震設計は、建築基準法に準ずる。
変電設備	機器の耐震設計は、変電所の重要度、施設周辺地域における地震動の想定等を勘案した上、電気技術指針に沿った設計とし、建物は建築基準法に準ずる。
通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

村及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

4) 通信施設・設備の災害予防及び優先利用計画

災害時における通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を講じておくものとする。

(1) 村における措置事項

対策別	実施内容
通信機器の充実	年1回以上の防災訓練を実施し、村及び県、国が実施する防災訓練に積極的参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
通信設備等の不足時	災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(2) 通信関係機関による措置事項

ア) NTT西日本及びNTTドコモ九州支社における予防計画

対策別	実施内容
電気通信設備等の予防計画	① 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。 ② 予備電源設備を設置または予備電源車を確保する。
伝送路の整備計画	① 主要都市間に多ルート伝送路を整備。 ② 主要区間伝送路の無線による2ルート化。

対策別	実施内容
回線の非常措置計画	〔災害発生時における通信確保の非常措置対策〕 ① 回線の設置切替え方法。 ② 可搬無線機、工事車両無線機等による非常用回線の確保。 ③ 孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保。 ④ 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部等への貸出携帯電話の確保。

イ) KDDIにおける予防計画

対策別	実施内容
通信設備等に対する防災計画	① 予想される災害の種類、規模等について十分調査した上、通信設備等の災害耐久性を考慮した防災設計を実施する。 ② 通信に関わる局舎及び通信設備等の耐災害性を強化する。 ③ 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。 ④ 通信設備等に関わる記録プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。
通信網等の整備計画	① 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。 ② 伝送路における信頼性の維持のため、可能な限りの多ルート化（海底ケーブル、衛星通信等）を図る。
災害対策用機器等の配備計画	① 通信確保及び災害復旧への迅速対応のため、必要な事業所等に災害対策用機器等を配備する。 ② 孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。 ③ 非常用回線としての代替回線または臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備する。

(3) 通信設備の優先利用計画

- ① 村は、県または関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州支社、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。
- ② 村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第7節 防災環境の整備計画

1. 基本方針

災害の拡大を防止し、災害時における被害を軽減するため、関係機関などと個別事業について総合調整を図り、災害に強い環境整備を推進する。

2. 実施内容

1) 村の防災構造化の推進

村の防災構造化を推進するため、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充し、道路・公園、河川・港湾・砂防等の都市基盤施設の整備や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等について必要に応じた整備事業の計画を策定し、防災化対策に努める。

- ① 避難路、緊急輸送路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。
- ② 土砂災害の危険性が高い急傾斜や軟弱地盤等について、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図り、土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。
- ③ 学校グラウンドを活用した広域避難場所、集落ごとに一時避難場所を計画的に配置・整備するとともに、避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。
- ④ 災害時におけるライフラインの途絶被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公益物件については、地震に強い施設整備を推進する。
- ⑤ 災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災拠点を確保する。

2) 地震火災の予防

直下型地震の発生等による地震火災の防止を図るため、不燃化事業を次の通り推進する。

- ① 本村の公共施設及び村営住宅、一般建築物の建物全般にわたり、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化促進を実施する。
- ② 住宅密集地の不燃化事業等により、老朽木造住宅の密集地区及び消火活動困難地域の解消に努める。
- ③ 耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図ることとする。

第8節 建築物の地震予防計画

1. 基本方針

災害時における災害対策本部または避難場所として活用される公共施設の耐震化を推進するとともに、一般住宅については可能な限り更新時等において不燃化・耐震化を促すものとする。

2. 実施内容

1) 公共施設の耐震性確保

村役場その他公共施設、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。また、耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

2) 一般建築物における耐震性の確保

住宅をはじめ、不特定多数の者が利用する公民館、診療所、福祉施設、宿泊施設、観光施設等の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

一般建築物の新規建設に当たっては、確認申請段階の指導を行い、既存建物については、耐震性の向上に向けた知識の啓発普及施策を図るとともに、耐震診断・改修を促進する体制の整備に努める。

また、がけ地等の崩壊の危険が懸念される箇所においては、建築基準法第39条の規定による災害危険区域の指定をはじめ、防災上配慮した住宅等の建築制限を行う等誘導して行くものとする。

3) ブロック塀対策

本村においては、昔ながらの集落構造を形成している地区が多く、建築年数の古い建物が残る所については、石垣やブロック塀等の老朽化が見られる箇所もあり、震災時には倒壊の危険性が高いことが予測されることから、このような箇所については、倒壊等の防止策を実施して行くものとする。

- ① 各地域におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造替えや生垣等を奨励する。
- ② 村は、建築基準法の遵守について、県による建築物の防災週間等を通して指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及・啓発を行う。

第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1. 基本方針

平成7年の地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じる恐れがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降の年度を初年度とする「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなった。

本村において、国の示す計画対象事業となる施設等についての整備方針を掲げ、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」の緊急整備施設の選定を受ける等、事業内容について具体化を図るよう努めるものとする。

2. 実施内容

1) 地域防災緊急事業五箇年計画の検討

本村における防災機能を高めるため、以下の整備推進施設等の計画的な整備を推進するため「地震防災緊急事業五箇年計画」の策定について検討する。

〔整備推進施設等〕

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- ⑥ 医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校等の各種学校施設、その他公的建造物等の改築・補強
- ⑦ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ⑧ 砂防施設、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池の内、地震防災上必要なもの
- ⑨ 地域防災拠点施設
- ⑩ 防災行政無線の整備
- ⑪ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- ⑫ 非常用食糧、救助用資機材等備蓄倉庫
- ⑬ 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- ⑭ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑮ その他

2) 「座間味村国土強靱化地域計画」に位置づけた各種事業の推進

村は、「座間味村国土強靱化地域計画」において、災害に強くしなやかな地域づくりの観点から、国等による国土強靱化に資する各種交付金、補助金を活用し、様々な取り組みを位置づけている。今後、目標整備水準とともに整備進捗率を把握しながら、事業時期、箇所を明確化し、事業を推進していく。

第 10 節 村及び関係機関の役割

1. 基本方針

応急対策計画に基づき行われる各種対応が、災害発生時において円滑かつ実効性のあるものとして実施されるため、事前措置の規定と推進を図る。

2. 実施内容

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、各機関の役割及び事前措置の明確化を図る。

1) 村

(1) 防災会議の役割

座間味村防災会議は、地域防災計画の見直しに携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。

(2) 防災体制の事前措置

災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、本村の地域特性に合わせて事前に整備しておくものとする。

2) 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備する。

第 11 節 危険物等の災害予防計画

1. 基本方針

ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため、設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止するものとする。

2. 実施内容

1) 危険物貯蔵所及び取扱所の保安対策

消防機関は消防法に規定する危険物貯蔵施設及び取扱所に対して、立入検査（消防法第 16 条の五、第 4 条）や保安査察（消防法第 16 条の十）等を実施し、法令基準（消防法第 9 条の三第 12 条）の適合確認を行うとともに、災害予防上必要な指導を行う（第 4 章第 32 節「消防計画」（244 頁）参照）。

また、危険物設置事業所は、危険物施設の管理・点検・巡視基準等を定め、保安体制の強化に努める。

2) 防災意識の高揚

危険物設置事業所に対する保安教育や訓練等を強化し、防災意識の高揚に努める。

3) 化学消防機材の整備

危険物災害に適切に対処するため、消防機関に化学車等の配置整備を行うとともに、事業所に対しては化学消化剤等の備蓄を推進させる。

表 3-11-1 危険物施設一覧表（再掲）

事業所名	所在地	種別	最大貯蔵量
座間味石油商会 座間味給油所	座間味村字座間味 158 番地	A 重油 ガソリン 軽油 灯油	1,000ℓ 974ℓ 1,574ℓ 1,000ℓ
座間味石油商会 阿嘉給油所	座間味村字阿嘉 61 番 地	A 重油 ガソリン 軽油 オイル類	0ℓ 600ℓ 600ℓ 1,800ℓ
危険物一般取扱所	座間味村西側物揚場	ガソリン	600ℓ
屋外タンク貯蔵所	座間味村西側物揚場	ガソリン	7,460ℓ

第 12 節 村の事前措置計画

1. 基本方針

突発的に発生する災害に冷静沈着、適切に対応するため、普段より職員の防災能力向上や災害時に必要となる物資・資機材の確保体制などについて、必要な対策を講じるものとする。

2. 実施内容

1) 初動体制の強化

突発的に発生する災害への対応として、迅速な情報の把握及び対策体制の確立が必要となることから、初動体制の強化を図るものとする。

(1) 職員の配備対策の充実

災害対策職員及び要員の招集確保を整え、早期に所掌事務に従事・専念できる体制づくりが必要となるため、その対策を図るものとする。

- ① 災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめ、その家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
- ② 甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出し可能な体制づくりを図る。
- ③ 勤務時間の内外を問わず発生のある可能性がある災害に対処するため、24 時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう、強化・整備に努めるものとする。
- ④ 災害対応への執務室及び対策本部設置場所である村役場庁舎内において、備品の倒壊による負傷等が無いよう、備品の固定化、危険物の撤去等防災対策を整えて安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

- ① 座間味村災害対策本部を設置する予定である村役場庁舎の耐震診断を実施し、対策遂行が確保できる体制を整備する。
- ② 対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。
- ③ 災害対策本部の職員がその職務に専念・遂行できるよう、最低 3 日分の水・食糧と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図るものとする。

- ① 防災関係機関との相互間の通信を確保するため、通信機器の整備を推進する。
- ② 災害発生時において、通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT 及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

２）活動体制の確立

（１）職員の防災能力の向上

- ① 職員を対象とした防災研修会を定期的開催し、職員の資質向上を図る。また、防災に関する記事・レポート等を全課に配布し、公報誌に防災関係記事を掲載する等、職員への防災知識の普及・理解を深めるものとする。
- ② 防災担当職員、災害対策要員を育成するため、国や県が主催する防災研修会、防災関係学会等へ積極的に職員を派遣するとともに、災害を体験した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行う。

（２）物資、資機材の確保体制の充実

ア）救出・救助用資機材の確保体制の充実

災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、住民が身近に確保できるよう整備に努める。

- ① 自治会単位等における自主防災組織の育成に伴う、各組織への救出・救助用資機材の補助
- ② 各家庭、事業所等に対する救出・救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 救助工作車等の拡充及び更新整備の促進
- ④ 資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進
- ⑤ 各公共施設における救出・救助用資機材の整備促進

イ）消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、整備する。

- ① 各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ② 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 消防自動車等、公的消防力の整備拡充の促進

ウ）医薬品・衛生材料の確保体制の充実

設備の整っている病院機関が立地していないことから、医薬品・衛生材料の確保の他、本村において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

エ）生活必需品の確保体制の充実

水・食糧・被服・寝具等の生活必需品について、本村の規模を考慮した上、災害発生後３日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

- ① 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への水・食糧・被服・寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- ② 村における食糧、飲料水、被服・寝具等の生活必需品の備蓄を促進
- ③ 飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- ④ 本村内には立地していない大手取扱業者（大型小売店舗、生活共同組合、問屋等）との協定等の締結を促進

オ）輸送手段の確保

本計画の「第２章第１５節 交通確保・緊急輸送計画」の対策に基づき、車両、船舶、空輸機等、あらゆる輸送手段の確保を念頭に事前協議を図るなどの対策を講じることとする。

（３）応援体制の強化

本村における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら以下の対策を講じることとする。

- ① 近隣市町村間及び県内関係業者、民間団体等との間で相互応援協力協定の締結を促進する。
- ② 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等との連携のもと対策を講じていく。

○専門ボランティア（資格・技術を要する）やボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進。

○ボランティアコーディネーターの養成を図る為、災害時のボランティアのあり方や求められるマンパワーの要件、活動支援・調整等の研修会を実施する。

（４）交通確保・緊急輸送体制の充実

「第２章第１５節 交通確保・緊急輸送計画」に基づき、対策を図るものとする。

（５）広報・広聴体制の充実

被災地での噂やデマなどによるパニック等の２次被害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報を発信し、災害応急対策を円滑に進めるための対策を講じるものとする。

- ① プレスルーム（報道機関室）の設置準備
- ② 報道機関を通じた広報体制の事前協議
- ③ 有線放送の活用、並びにパソコン通信・インターネット等での情報発信の検討
- ④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

（６）防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時に防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資の備蓄の場であり、災害時には避難場所や応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプとなる。このため、自治会等の行政区単位別にコミュニティ防災拠点、学校区ごとに地域防災拠点としての確保が重要であることから、本村において必要な整備を促進するものとする。

３）個別応急対策の事前措置の充実

各個別の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応した事前措置の対策を図るものとする。

なお、村および県は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

（１）生命・財産への被害を最小限とするための事前措置

- ① 地震による被害をより効果的に防止するため、余震情報に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。
- ② 津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。
- ③ 危険な建物や場所から安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関、施設等において各々確立する必要があることから、各対策を図るものとする。

○公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検

○社会福祉法人施設、宿泊施設等の経営者に対する避難体制の再点検の指導

○高齢者、障がい者、外国人等への災害時要配慮者への避難マニュアルを作成

- 耐震性のある国や県、民間施設の避難所指定に関する調整
- 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップ作成の検討
- ④ 建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出・救助できるような対策を行うこととする。
- 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出・救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- 各自治会に対する自主防災組織用の救出・救助用資機材の補助
- ⑤ 行政機関と医師会等の医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討して行くこととする。
- 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- 緊急医療活動訓練の実施（総合訓練に組み込む）
- 第2次、3次の救急医療施設への軽傷患者の集中過多の防止対策
- 医療機関の被災状況、稼動状況、医薬品に関する情報、その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化するとともに提供を行うための対策
- 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）
- ⑥ 同時多発火災の発生を想定し、迅速に対処するため対策を講じるものとする。
- 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に組み込む）
- 耐震性貯水槽や消防用車両・設備の充実整備
- 各自治会への自主防災組織用の初期消火用資機材の補助
- ⑦ 住民の安全確保のため、余震等による建築物の倒壊や部材の落下物等による2次被害を防止し、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

（2）被災者の保護・救援のための事前措置

- ① 学校を防災拠点化するため、以下の整備を推進する
 - 無線設備の整備
 - 教職員の役割の事前規定
 - 調理場の調理機能の強化
 - 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
 - 避難生活を想定したシャワー室、和室の整備
 - 給水用・消火用井戸・貯水槽、備蓄倉庫の整備
 - 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
- ② 高齢者、障がい者等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることが不可能な場合、被災地外の社会福祉施設等で一時的なサービスを受けることができるよう、受入れ候補施設を事前にリストアップしておくこととする。
- ③ 災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する水や食糧等の生活必需品により生活の確保を図る体制が重要であり、物資調達体制が確立するまでの備蓄体制に努めるよう啓発を行う。
- ④ 震災により住家を失った人に対し、迅速に応急仮設住宅を提供できるようにプレハブ建築協会等との間での協定締結を図る。
- ⑤ 災害発生時において物価の安定を図るため、小売店及びガソリンスタンド等の営業状況について把握し、迅速な対応を図る。
 - 災害発生時の価格監視する物品リストの作成及び監視方法の検討
 - 災害発生時の営業状況を把握するための事業所リストの作成
- ⑥ 災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の措置を図る。

○学校等の教育施設が避難所として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討を図る。

○学校時間外の災害発生時の児童、生徒並びに教職員の被災状況の把握方法の検討

○文化財の所有者または管理者に対する防災体制を確立させるための指導並びに文化財の耐震調査の指導

（３）大規模停電への備え

○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

○村は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ診療所、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

